

[資料紹介]

1864年の国王の回状

——民衆教育に関する特別な規則（1864年4月22日）——

横山 悦生

以下に掲げるのは、1864年4月22日に国王から聖堂参事会宛に出された回状 Kunglga cirkurär den 22 April 1864 の全文訳である。出典は、「Folkskolestadgan med flera författningar rörande folkundervisningen till ledning för skolråden」（1880、s.25-s.27）に収められているもので、この本の目次には、「民衆教育に関する特別な規則」という表題のもとに、3つの回状（他の2つは、1869年10月15日、1878年10月11日の回状）が収められている。表題に掲げた「民衆教育に関する特別な規則」はこの目次からとったもので、回状そのものにはついていない。また、この回状には、各条文の見出しと注はついていないが、理解を容易にするために訳者が付け加えたものである。

1864年の国王の回状

0. 前書き [この回状の背景、民衆学校と幼児学校の関係、など]

当該の視学官から提出された、1861年、1862年、1863年に国内の民衆学校について実施した視察に関する報告書から、民衆教育に関する1842年6月18日の法令とその後に出された訓令が適切に実行されていないこと、またこの法令が正しく適用されるためには特別な規則が必要なことが判明した。そこですでに1863年12月11日に幼児学校(småskola)について諸身分議会が最近おこなった提議にしたがって以下のことを制定した。

国の財政から補助をうけている学校がある場合、民衆学校委員会(folkskolstyrelse)は、固定型及び巡回型民衆学校においてはすでにかろうじて読むことができる児童だけを受け入れるべきであることを決定することができる。また、私は、幼児学校に関して、目的に応じたやり方で、またそれぞれの学校の種類の状況に適切な方法にしたがって幼児学校と民衆学校との間の関係を組織するための適切な措置をとることを望む。さらに、幼児学校の教師が、民衆教育令第6条第2節で規定するような知識をもつこと、さらに、1853年9月29日の告知による表現によれば、1842年の法令で言及された教科を教える能力をもつことなしには教師に採用されないことに留意すべきことを望む。それとともに民衆学校に関して学校評議会(skolråd)にその管理を依頼することにした¹。

1. [学齢児童の登録、試問]

民衆教育令第8条第6節に規定されたところの学齢に達した学区内の児童に関する記録にもとづいて、学校評議会によって完全な学校登録簿(skolmatrikel)が作成される。学齢にあるすべての児童は、各学期の始めに学校に登校し、家庭で教育を受けている児童は、学校評議会の委員のまゝで民衆教育令第8条第3項に規定された試問をうける。学校評議会は、上述の第8条第6節にしたがって、どの児童が通学する義務を免除されるかを決定することができる。当該の学校評議会は、その他の児童が義務を果たしているかを入念に管理する。怠学については完全にしかも細かく学校の登録簿に記録される。

2. [児童の学年またはグループ分け]

上述したように決められた後、開始された学期において、できるだけ速やかにどの生徒が教育を受けるかを決定し、できるだけ教師によって直接に教えられるように、それらの学校児童をそれぞれの進歩に応じて、ある学年またはグループに分ける。

3. [学校への入学]

学校への入学は、学期の始めにおこなわれる。または特別な事情が生じた場合は、学校評議会の議長が許可を出した場合には学期途中でも認められる。

4. [民衆学校の教科]

民衆学校で教えらるべき教科は、児童がはやく読み方にかわって書き方や算術を練習できるように、適切な順序で授業が組織される。聖書の歴史の授業は、教理問答の授業の後ではなくて、前に行われる。その他の教科の授業は、決められた時間をこえてなされてはならない。

5. [学習指導の方法]

学校における練習は主として生徒の精神的な能力の発達を目的としており、教師がまだ説明していない学習教材を生徒に作業させてはならない。

6. [授業時間]

民衆学校における一日の授業時間は、6時間をこえてはならない。また、午前も午後も1時間ごとに必要な休憩をとらなければならない。

7. [巡回型学校における試問]

学校評議会は、巡回型学校に関して分校における試問の実施に関する民衆教育令第9条第2項で定められた規定を正確に遵守すること。

8. [離学]

学校から離れることを希望する生徒には、その生徒が成し遂げた進歩を確かめるために試験(*prövning*)がおこなわれる。そして、その結果によって教師による成績証明が生徒に伝えられる。それによって学校を離れる許可を得る生徒に関しては、彼らの学校時代において示された勤勉さや品行に関する成績証明も渡されるべきである。

9. [離学後の指導]

離学した児童のために、ある時期において教師の指導のもとに、すでに獲得した知識を維持し、その知識をさらに上達させる機会が準備されなければならない。

最後に私は監督管区の民衆学校に関する視察のために提出された報告書を宗務省から聖堂参事会に送付するために印刷することにした。私は、この報告書にある情報と提案によってその必要にせまられていることを見いだしたのであるが、聖堂参事会に対して、様々な地域の状況に応じた、追加的措置をとることを任せたい。また、来年度の終わりにその措置について報告することをもとめたい。

[訳者注]

¹学校評議会は、1862年にコミューンが制度化されたことにより、民衆教育令の学区委員会が名称を変更したものである。